

公立徳第 1053 号
令和 7 年 3 月 14 日

各所属所長 殿

公立学校共済組合徳島支部長
(公 印 省 略)

資格喪失後の医療費等の返還請求に伴う手数料について（お知らせ）

日頃は、当共済組合業務に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、阿波銀行から、社会保険料以外の振り込みについては令和 7 年 4 月から手数料を徴する（ただし、インターネットバンキングによる阿波銀行口座からの振り込みを除く）こととの通達がありました。

これに伴い、当共済組合では、これまで医療費等の返還請求時に納付書を送付しておりましたが令和 7 年 4 月からは、この納付書が使用できなくなりますので今後、医療費等を返還する際には、インターネットバンキング又は、銀行の振込依頼書等で振り込んでいただきますようよろしくお願いします。

また、振込手数料の詳細については、各銀行等へお問い合わせください。

なお、所属所の御担当者様においては、この内容を組合員へ御周知いただきますようお願いいたします。

記

○医療費等返還銀行口座名 阿波銀行 県庁支店 普通 890248

○阿波銀行口座からインターネットバンキングで振り込んだ場合、手数料無料

公立学校共済組合徳島支部
給付・年金第一担当
Tel:088-621-3176